

次期資金管理料金(平成28年4月1日から適用)の設定の考え方について

1. 資金管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)第73条第6項の規定に基づき、資金管理法人は再資源化等預託金及び情報管理預託金(以下「再資源化預託金等」という。)を預託する者に対し、再資源化預託金等の管理に関し、主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができる。

具体的には、自動車メーカー等が公表する再資源化預託金等の預託を受ける(収受する)時点(新車については新車購入時、既販車については制度スタート後最初の継続検査等時 ※または引取業者における使用済自動車の引取時)において、再資源化預託金等とは別に、資金管理料金を収受する。

資金管理料金の額は、資金管理法人たる(公財)自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境両大臣の認可を受けて設定する必要がある。

※継続検査時における預託は制度施行後3年間の時限措置であり、平成20年1月末に終了。

2. 資金管理業務に要する費用の構成要素

資金管理料金は、新車購入時又は使用済自動車の引取時に再資源化預託金等と併せて収受することとなっているが、資金管理業務に要する費用の構成を下表の通り収受形態別に整理する。

区分	収受形態	会計上の費用	内 訳
直 課 で き る 費 用	新車購入時 預託	新車購入時預託 関連費	・自動車販売業者等(自動車製造業者・輸入業者経由)に対する 委託手数料(預託関連業務) ・印刷物作成・送付費 ・国土交通省((一財)自動車検査登録情報協会経由)、軽自動 車検査協会((一社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録 情報等取得費(新車) ・理解普及活動費 等
	引取時 預託	引取時預託関連費	・引取業者に対する委託手数料(預託関連業務) ・リサイクル料金等収納手数料 等

区分	収受形態	会計上の費用	内 訳
収受形態ごとに共通する費用	新車購入時 預託	システム関連費	・システム保守費(資金管理法人分) ・会計システム保守費(資金管理法人分) ・データセンター移行費用(資金管理法人分)※
	引取時 預託	サポート業務運営 委託費	・データセンター運営費(資金管理法人分) ・データセンター移行費用(資金管理法人分)※ ・コンタクトセンター運営費(資金管理法人分) ・コンタクトセンター移行費用(資金管理法人分)
		資金運用管理費	・資金運用等に関するコンサルタント費、資金運用に必要な 情報機器設置・利用料 等
		その他の事業費	・役員報酬／給料手当(資金管理法人分) ・福利厚生費(資金管理法人分) ・委員会運営費 ・登録情報等取得費(番号変更等) 等
		管理費 会議費 旅費交通費 光熱水料費 (資金管理法人分) 賃借料 (資金管理法人分) 監査費用 (資金管理法人分) 等	

※データセンター移行費用に特預金を充当する場合、資金管理業務に要する費用(直課できる費用、共通の費用)として計上せず。

3. 自動車製造業者・輸入業者の費用負担

自動車製造業者・輸入業者は自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、資金管理法人の業務運営に必要なイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られている。

具体的には、平成16年3月開催の産業構造審議会・中央環境審議会議において、以下の通りに整理されている。詳細については「別紙1－2」参照。

- (1) 資金管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等は、自動車製造業者・輸入業者が全額負担。
- (2) 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費用、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車製造業者・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車製造業者・輸入業者が原則折半額を負担。

したがって、自動車所有者が負担する資金管理料金の算定にあたっては、資金管理業務の実施に要する費用から、自動車製造業者・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが必要となる。

以下においては、自動車製造業者・輸入業者の負担額を控除した後の費用を前提として、資金管理料金の設定の考え方を整理する。

4. 次期資金管理料金の設定に関する具体的な考え方

平成16年7月の資金管理料金認可申請時と大きな変更はないが、当初の考え方に想定されていなかった点も踏まえて以下の通りに整理する。

- (1) 資金管理業務の実施に要する費用には収受時点のみではなく、使用済自動車となりリサイクル料金本体が自動車メーカー等に払い渡されるまでの間の管理コストとして順次発生するものもあるため、制度の構造上、複数年(現行料金は11年)で適正原価を判断し収支均衡させることが必要不可欠なものとなっていることから、費用(適正原価)の積上げ期間(以下「料金設定期間」という。)は、これまでと同様に複数年とする。料金設定期間は、自動車の平均使用年数の直近実績を基に15年とする。
- (2) 前述の2. の通り、資金管理業務の実施に要する費用は新車購入時、引取時の収受形態ごとに収受に要する費用の内容が異なるため、自動車所有者への説明性・公平性の観点から、これまでと同様に収受形態別に費用の積み上げを行う。
なお、費用の積み上げにあたっては、自動車所有者からの過度な徴収を避けるため、費用を過大に見積もることがないように妥当性を検証のうえで実施する。

- ① 収受形態ごとに費用を積み上げる際に、収受形態ごとに共通する費用（システム関連費、サポート業務運営委託費、資金運用管理費、その他の事業費、管理費）については、合理的な按分基準を用いて各収受形態別の料金に配賦する。
- ② 按分基準については、平成16年7月の資金管理料金認可申請時に整理した通りとする。具体的には、各収受形態に共通する費用の総額を、収受形態別の想定預託台数の台数構成比で按分し、配賦する。
- (3) 料金改定後も収支状況を注視し、毎年9月開催の資金管理業務諮問委員会にて報告のうえ、必要があると判断した場合は設定期間内でも同委員会での審議・承認を受けた後、経済産業・環境両大臣の認可を経て料金改定を実施する。
- (4) 平成28年3月末時点での繰越金の取り扱いについては、平成35年度に実施予定の情報システム刷新に要する費用の資金管理料金からの積立額（上限額）4,258百万円に相当する額となるため、料金の算定には算入しない。
- (5) 平成35年度以降に行うシステムの大規模改修への対応については、現時点ではその時期・規模・金額等が特定出来ないため、料金の算定には算入しない。
- (6) 予備費の取り扱いについては、平成16年7月の資金管理料金認可申請時には料金の算定に算入したものの、制度開始から実質的に使用したことがないため、料金の算定には算入しない。

以 上